

平成28年度第3回古賀市子ども・子育て会議 議事録

| | | | |
|-----------|---|---|----|
| 開催日時 | 平成28年10月20日(木) 18:30~20:00 | | |
| 開催場所 | サンコスモ古賀 201 研修室 | 公開の可否 | 可 |
| 事務局 | 保健福祉部子育て支援課 | 傍聴者数 | 0人 |
| 公開しなかった理由 | | | |
| 出席者 | 委員 | 井上 豊久会長 梯裕子委員、加藤典子委員、桑野嘉津子委員、下川由貴子委員、 末次威生委員、薄秀治委員、高橋千里委員、中田拓弥委員、 内藤純委員、松尾恵美子委員、森明浩委員、大和郁雄委員 | |
| | 事務局 | 市長、青谷保健福祉部長、村山子育て支援課長、 坂井こども係長、宮野原指導係長、新本こども係員 | |
| | その他 | | |
| 議題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書提出 ・ 子ども条例(仮称)条文審議 ・ 利用定員の変更について | | |
| 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども条例(案) ・ 利用定員の変更について ・ 「すくすくジャパン」抜粋写し ・ 市内施設入所状況 | | |

○次第

1. 市長あいさつ及び諮問書提出
 2. 会長あいさつ
 3. 子ども条例（仮称）条文審議
 4. 利用定員の変更について
 5. その他
-

平成28年度第3回古賀市子ども・子育て会議（会議概要）

1. 市長あいさつ及び諮問書提出

利用定員変更についての諮問書を市長から子ども・子育て会議会長へ渡す。

2. 会長あいさつ

3. 子ども条例（仮称）条文審議

（審議）

（事務局）

- ・子ども条例（仮称）について、前回子ども・子育て会議からいただいたご意見や他市の条例を参考に素案を作成しているので、ご意見をいただきたい。今後の予定としては、現在子育て事業関連課に対し、条例策定の周知と併せて意見の募集を行っており、本日いただいた意見及び他課の意見を集約して、再度素案を作成し、それを委員の皆様へ送付させていただくことを予定している。その際にまたご意見を賜り、案を修正したうえでパブリックコメントにかけ、パブリックコメント反映後の案を、次回の会議にお出ししたい。

（井上会長）

- ・パブリックコメントの実施予定はいつごろか。何箇所で行うのか。

（事務局）

- ・時期は12月を予定している。場所は3箇所を予定している。

（井上会長）

- ・了承した。それでは審議を始める。この条例は「子どもの権利条約」のように子どもの権利のみをうたうのではなく、ひろく子育て支援の内容について、各々の役割を持ち、子育て環境を整えていく内容となっている。この多様な内容に、それぞれ専門の先生もいらっしやるので、細かい表現や言葉の面でもいいかと思うので意見を求める。

（森委員）

- ・ 附則（前文）に「生きぬく力」と「生きる力」がある。表現を別けているのには理由があるのか。

（事務局）

- ・ 統一する。

（井上会長）

- ・ 学校教育でも今「生きる力」をよく使う。「生きる力」で統一してもいいのではないか。

（事務局）

- ・ 前文については「子ども・子育て支援事業計画」36頁の基本理念を引用している。

（井上会長）

- ・ 引用しているのであれば、そのままの方がいいのではないか。計画策定当時の意図があるのではないか。「生きぬく」という言葉には力強さを感じる。同じ文中で二つの表現をしているので、市民も違和感を感じるかもしれないが、市が説明できれば、条例として可能であると思われる。

（高橋委員）

- ・ この計画の前文の作成時には、違う意味としてわざと別けたと記憶している。「生きぬく」は自分の力で、「生きる」は周囲に支えられて、という違う意味合いではなかったか。

（森委員）

- ・ 違う力を指しているのであればいいが、ここは同様の意味に読み取れるので、条例という性質上、統一したほうがいいのではないか。

（高橋委員）

- ・ 違う力を指していたものと記憶している。

（森委員）

- ・ 文面からすると、社会一般では生きぬく力を求められている、古賀市では生きる力を育む、という解釈となる。

（井上会長）

- ・ ここはこのまま修正しない方針としたい。

（末次委員）

- ・ 2条中「学校等」の定義に高等学校が入っていないのは何故か。

(事務局)

- ・学校も多岐にわたるため、高等学校は「学校その他これに類する施設」に含め、逐条解説にて説明する。

(末次委員)

- ・了承した。

(森委員)

- ・2条中「PTA」の定義があるが、学校以外にPTAが存在するのか。

(事務局)

- ・保育園や幼稚園の保護者会などを想定している。

(森委員)

- ・了承した。

(大和委員)

- ・2条中「市民」の定義はないのか。

(事務局)

- ・現在の案では定義として設けていない。必要があれば、追加で定義付けは可能である。

(大和委員)

- ・古賀市民だけでなく、古賀市で勤務する他市町村の人も含めてはどうか。

(井上会長)

- ・第7条市民の役割に関わってくるが、古賀市で勤務する他市町村の人も含めて、2条に市民を定義することを検討してはいかかがか。

(事務局)

- ・検討する。

(下川委員)

- ・2条中、障がい児施設や障害関係の事業所は「学校等」に含まれるのか。

(事務局)

- ・特別支援学校は「学校等」に含まれると想定している。事業所は第12条にも関わって

るが、その区分もご意見があれば、願います。

(下川委員)

- ・特別支援学校ではなく、障がい児通所施設、民間の放課後デイサービスや学童保育所などを行う事業所を指したが、これらの施設はどこに該当するのか。

(事務局)

- ・そのあたりも意見をいただきながら精査したい。

(井上会長)

・この中に含まれてもいいし、別立てで作ってもいいかと思われる。古賀市では学童保育所は委託事業か。保育所等で放課後のみ預かる制度ではないのか。

(薄委員)

- ・学校法人と社会福祉法人が、運営委託を締結して、それぞれの学区で行っている。

(井上会長)

・了承した。それでは基本的には学校等の「その他これらに類する施設」に含んでいいのではないか。

(下川委員)

- ・特別支援学校ではなく、障がい児通所施設、民間の放課後デイサービスや学童保育所などを行う事業所を指したが、これらの施設はどこに該当するのか。

(桑野委員)

・この案は長崎市の条例を基にしていると思われるが、長崎市の条例では学校等の定義が「保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など、実際に子どもを養育し、または教育する施設」とわかりやすく明記されている。こちらの方がいいのではないか。

(事務局)

・今回の素案については、前回の委員の皆様のご意見と、他市町村の条例を基に作成している。ただ、長崎市の条例と大きく違うところは、長崎市がですます調で標記しているのに対し、古賀市は本来の条例の文体にて作成している。これは古賀市の文書法制部門との調整結果であり、ご理解願う。そして2条においては言葉を追加することは可能なので、検討する。

(大和委員)

- ・そもそもこの条例は古賀市にとってどういう位置づけか。

(事務局)

- ・古賀市の子育てにおける理念条例。また策定の順番としては逆になってしまったが、本来「子ども・子育て支援事業計画」の上位法に位置するものである。

(井上会長)

- ・理念条例だが、それぞれの立場で子育て環境の構築に関わっていくという形となっている。

(大和委員)

- ・子育て環境作りをするための役割をうたっているが、前回の会議で出ていた「子どもが主体」という部分が希薄ではないか。子どもの権利について、もっと強調した方がいいのではないか。

(井上会長)

- ・6条で子どもについてうたっているが、たしかに少し弱い感じをうける。ここを膨らませてもいいのではないか。

(松尾委員)

- ・6条中「自ら考え、判断する子ども」という表現がある。最近子ども自身の責任感や義務感が希薄となり、権利ばかりを主張する印象がある。

(梯委員)

- ・6条が文章が固く、わかりにくいのではないか。「自ら考え、判断する子ども」とはどういった子供か、自ら考え、判断しない子どもはどうなのか、と考えてしまう。

(事務局)

- ・これも独特な言い回しになっているが、「子ども」の定義が0歳からなので、ある程度判断がつく年齢になった子ども、ということ想定している。なかなかいい表現が思いつかず、ご意見を頂戴したい。

(梯委員)

- ・「発達に応じた」等の表現はいかがか。

(事務局)

- ・参考にする。

(内藤委員)

- ・中学生や高校生にまちづくりへの参加などは実際難しいのではないか。また第4条「市の役割」が2つで、第5条「保護者の役割」が3つで保護者の役割が多いのもいかがかと思う。

また第5条に「保護者は、地域の一員として積極的に地域住民と交流し」等、実際は共稼ぎで難しいのではないかと。子どものまちづくりもそうだが、押し付けているのではないかと。

(井上会長)

・未来に向けての理念条例という形での表現であるが、もう少し柔らかい表現も考えられるかもしれない。

(末次委員)

・今の内藤委員の考えは、古賀の子どもが考えない、押し付けであるということであるが、私の立場から話すと、青少年審議会の中で、毎年1回、小学校6年生、中学校1、2年生に作文の募集をしており、毎年およそ300近くの作文が集まる。その作文は人権作文等と違い、課題を示すものではないが、子どもたちは新聞記事、家庭、地域活動に参加したこと等各々主張し、様々な作文を出していることは伝えておきたい。そういった子どもの力を踏まえたうえで、この子どもの役割は当てはまっていると考える。確かに全ての子どもがそうではないかもしれないが、先ほど押し付けという言葉も出たが、自分の主張をちゃんと出し、まちづくりに参加した子どももいる。

(内藤委員)

・子どもが自主的に郷土愛などの作文を出すのはいいことだと思う。ただ条例の中で押し付けることではないのではないかと。

(末次委員)

・条例の中でうたい、それに基づいて計画を立てていかねば、取り組む術がなくなる。これに基づいて、保護者であったり我々地域団体が動いていく。

(内藤委員)

・現在の子どもの実態、保護者の実態を加味して、条例を考えるべきではないかと。

(井上会長)

・この条例は理念であり、方向性である。ただその表現については再度事務局で考えることとする。

(梯委員)

・3条の基本理念についてだが、「子ども・子育て計画」の基本理念で「生きる力を育む子育ての「わ」」をうたっている。この「わ」は、皆で支えあいながら子どもたちを見守っていくという思いが込められている、当時拘った言葉である。「わ」でなくてもいいが、同様の言葉で表現できないかと。

(加藤委員)

しかし3条においてはまず保護者の義務を強く出している。これは、社会全体で主体性をもつ子どもを周囲が見守るといふ、国も進めている風潮に逆行するのではないか。子育てを通じてお互いが成長していこうという時代に、保護者の責務を1番に持ってくる意図は何か。また第5条中で保護者という個人に「自らが子どもを育てる第一義的責任を有することを自覚し」と強く表現している意図はあるのか。会議としては計画策定時に「家庭だけでなく、皆で子育てをしていこう」という話を強調していたが、これが条例の基本理念に反映されていない。

(事務局)

・まだ素案の段階で精査できておらず、他自治体を参考にした部分も多い。順番等も市として拘る部分ではないので、内容について再度精査する。

(井上会長)

・子ども・子育て会議としては、社会全体で総合的に子どもで支える方針を、一番に持ってくるべきと考える。

(内藤委員)

・第5条2項の相談先が「知人または専門機関」となっている。ここも社会全体を意識した方がいいのではないか。

(井上会長)

・次に2章について意見を聞きたい。

(意見なし)

(井上会長)

・次に3章について意見を聞きたい。

(桑野委員)

・17条中はワークライフバランスをうたっているものと思われるが、「できるだけ多くの時間」という表現は、別の表現にしてはいかかがか。12条にある「豊かな家庭生活」という表現はいいと思うので、このような表現を検討してはどうか。

(事務局)

・参考にする。

(森委員)

- ・ 12条中「事業者」はどこまでを示すか。

(事務局)

- ・ 会社、自営業含めて、市内で事業を営む事業者を想定している。

(森委員)

- ・ 了承した。

(中田委員)

- ・ 12条中は「事業者」だが17条中は「事業所」となっている。統一してはどうか。

(事務局)

- ・ 修正する。

(井上会長)

- ・ 他に意見がなければ、この議題はここまでとする。今後意見を思いついた際には、事務局へ提案していただきたい。今回の会議で最終案を定めるところではないので、今回の意見を踏まえた案を事務局が作成し、またその案について検討することとする。

4. 利用定員の変更について

(事務局)

- ・ 平成29年度より花鶴どろんこ保育園が保育園から認定こども園へ移行するにあたり、古賀市の特定教育・保育施設の利用定員について、1号認定定員が15名増となる旨を説明する。(資料2)併せて(資料3)にて施設区分及び認定区分について説明。

(桑野委員)

- ・ 1号認定が15名増えるということだが、それにより花鶴どろんこ保育園がどう変わるのか。

(事務局)

- ・ 現在は保育の面積及び保育士配置基準により児童の受け入れを行っているが、認定子ども園になると、保育と教育両方の基準を満たした受入れ体制を求められる。

(桑野委員)

- ・ 法的な部分を遵守することは当然だが、それを守った上での詰め込み保育等による質の低下を心配する。現在の面積のままで15名分の定員を増加することだが如何か。

(大和委員)

・保育及び教育を行う上では、保育課程や教育課程が定められており、それに基づいて実施するので、大丈夫ではないか。

(薄委員)

・15名の年齢ごとの内訳を知りたい。

(事務局)

・現在は園から内訳については聞いていない。

(薄委員)

・定員配分で3, 4, 5歳と進級する際に、定員枠が狭くなるようでは定員を超えることなどが危惧される。

(事務局)

・定員の設定については、後から追加で設定するような事態にはならないよう留意する。

(会長)

・利用定員の設定については、桑野委員と薄委員の意見に留意したうえで園と交渉を行うという条件で認めてよいと思われる。

(全員)

異議なし。

5. その他

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会 長

署名委員